

② 笠間市政治倫理審査会意見書の閲覧を実施します

問 秘書課(内線 227) 議会事務局(内線 303)

笠間市政治倫理審査会から、市長・教育長・市議会議員の「資産等報告書」と「所得等報告書」の審査結果について意見書が提出されましたので、次のとおり閲覧を実施します。

閲覧期間 7 月 9 日(木) から 5 年間 ※ただし、土・日・祝日と年末年始は除く

閲覧時間 午前 9 時～午後 5 時

閲覧場所 秘書課：市長・教育長分
議会事務局：市議会議員分

③ 令和 9 年 笠間市二十歳の集い実行委員を募集します

問・申 生涯学習課(内線 385)

二十歳の集いを仲間と一緒に作り上げる実行委員を募集します。進学・就職などにより笠間市に現在お住まいでない方も参加できます。実行委員として企画や運営に携わり、一生に一度の晴れ舞台を演出してみませんか。当日にピアノを演奏していただける方も歓迎します。

内容 二十歳の集いの企画構成・運営

対象 次のいずれにも該当する方

- ・平成 18 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの方
- ・令和 9 年 1 月 10 日(日)に開催する笠間市二十歳の集いに出席予定の方
- ・月 1 回程度、平日の夕方開催予定の実行委員会に参加できる方

募集人数 10 名程度

申込方法 右の二次元コードから、窓口で直接または電話でお申し込みください。

申込期限 7 月 24 日(金)



申し込みはこちら

④ 国民健康保険の限度額適用認定証等は更新手続きが必要です

問 保険年金課(内線 140)

申 保険年金課 笠間支所保険福祉課 岩間支所保険福祉課

8 月 1 日から有効の「笠間市国民健康保険資格確認書」が交付された方で、引き続き「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な方は、7 月 21 日以降に更新手続きをお願いします。

認定証を提示することで、窓口での負担(保険適用分)が世帯の所得に応じた限度額までとなりますので、医療機関で高額な自己負担が見込まれる際には申請を行ってください。

※資格情報のお知らせが届いた方(マイナ保険証の方)は、事前の手続きなく、高額療養費制度における自己負担の限度額が適用されるため、認定証の申請は不要です。

※国民健康保険税の未納がある方、令和 7 年中の所得の申告をしていない方は、認定証の発行ができないことがあります。

必要なもの 本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)